

盛岡広域振興局長告示第21号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者が指定障害福祉サービス事業を廃止しようとする旨次のとおり届出があった。

令和6年4月16日

盛岡広域振興局長 小野寺 宏 和

自立訓練

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0311600027	多機能型施設ひだまりの家	滝沢市葉の木沢山555番地5	令和6年3月31日